

評議員、理事、監事の報酬に関する規定

(総 則)

第1条 この規定は、定款第17条（評議員の報酬）ならびに第35条（理事、監事の報酬）に関して規定するものである。

(報 酬)

第2条 評議員、理事、監事はその地位のみに基づく報酬の支払いは無い。ただし、その職務を行うために必要な費用を支払うことができるものとし、支払いについては職務内容に基づき理事会の決議を経て評議員会で決定するものとする。

付 則

1 本規定は、平成23年9月12日から施行する。